

第2章 計画各論

0	施策体	系	33
2	基本目	標ごとの施策の展開	
	目標1	子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり	34
	目標2	安心して生み育てられる環境づくり	46
	目標3	子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり	68
	目標4	一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり	88



1 施策体系

目標

全年齢

子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

目標

主に妊娠前~乳幼児期

2 安心して生み育てられる環境づくり

施策3 妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり

施策4 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

施策5 相談支援体制と情報提供の充実

目標

主に学童期~青年期

3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

目標

全年齢

4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

施策10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

施策11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

施策12 子どもの貧困対策の推進



全年齡

子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策1 子どもの権利の尊重と意見表明支援

第5次計画における主な取組み

- すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域や学校、保育施設などの様々な場やイベントなどの各種機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。
- 子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である意見表明支援員 (子どもアドボケイト)が、児童養護施設などで保護・養育されている子どもたちを定期的に訪問 して意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を実施しました。

現状と課題 -

- 2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法において、すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることなどが基本理念として掲げられ、国や地方公共団体は、その基本理念にのっとり子ども施策を総合的に策定し実施する責務を有することが規定されました。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、中学生及び高校生世代(18歳になる年の年度末まで)で、「子どもの権利条約の内容を知っている」と回答した人の割合は全体の約3分の1に留まっており、また、「自分の意見が大切にされていないように感じることがある」と回答した人の割合は2割超となっています。
- 子どもたち自身が自らの権利について認識するとともに、子どもに関わるすべての人が子ども 一人ひとりの権利を尊重することができるよう、一層の普及・啓発を行うとともに、様々な場面に おいて子どもたちが自らの意見を表明しやすい環境を整えることが求められています。

施策の方向性

● 子ども一人ひとりが、自分らしく健やかに成長していくための基盤として、子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発に取り組みます。また、子どもアドボカシー³を推進し、様々な場面における子どもの意見表明を支援します。



第2

子どもの権利条約について

子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている 権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、 「原則」であるとされています。これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である 「こども基本法」にも取り入れられています。



差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは 何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、 医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

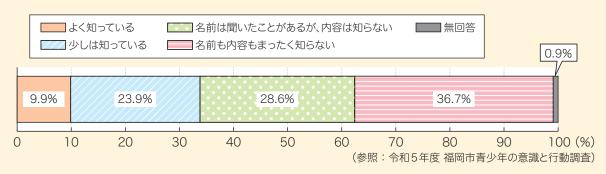


子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

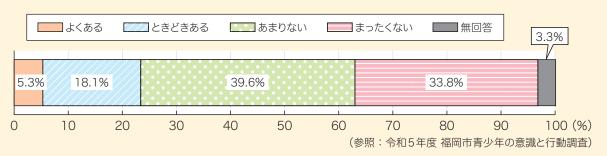
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見 を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」)

「子どもの権利条約」に関する中高生等の認知



自分の意見が大切にされていないように感じることがある中高生等の割合



主な取組み

① 子どもの権利の尊重にかかる理解促進や普及・啓発

- 学校や地域などにおいて、子どもたちが自らの有する権利について学ぶ機会を充実します。
- 子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人をはじめ、すべての市民が子どもの権利について適切に理解し、日常のあらゆる場面において尊重することができるよう、様々な機会を捉えた啓発などに取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
子どもの権利・意見表明推進事業	子どもの権利について学び、意見表明を体験する ワークショップを実施するほか、日常的に子どもの権利 や意見が尊重されるよう、普及・啓発を実施
学校における人権教育の推進	教育活動全体を通した人権教育を組織的・計画的に 推進し、発達段階に応じた子どもの人権感覚や実践力を 育成
保育所等における人権保育の推進	保育所等を対象に、人権保育を推進するための研修を 実施
地域での人権教育の推進	公民館などにおいて、子どもの人権に関する学習の場の 提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施

② 子どもアドボカシーの推進

- すべての子どもを対象として、意見形成・意見表明を支援します。また、日常の様々な場面で子どもたちの意見形成・意見表明が支援され、その意見が尊重されるよう、子どもアドボカシーに関する普及・啓発などを行います。
- 子どもの意見表明を支援するため、里親や児童養護施設などで養育されている子どもが、 自身の権利について理解できるよう「こどもの権利ノート」を活用した面接を実施します。
- 子どもアドボカシーについて専門性を有する第三者が、里親や社会的養護関連施設で 保護・養育されている子どもを定期的に訪問し、意見形成・意見表明を支援し、行政や関係 機関に対して代弁等を行い、子どもの権利擁護を推進します。
- 一時保護所や児童養護施設等に対して第三者による評価を実施し、それらの施設で保護・ 養育されている子どもの権利擁護を推進します。
- 親権者の不在などによって、親権行使ができない状況にある場合は、未成年後見制度を 活用し、子どもの福祉の向上を図ります。

<主な関連事業>

名称	概要
子どもの権利・意見表明推進事業(再掲)	子どもの権利について学び、意見表明を体験するワークショップを実施するほか、日常的に子どもの権利や意見が尊重されるよう、普及・啓発を実施
子どもの権利サポート事業	子どもアドボカシーの専門性を有する第三者が、一時保護所や里親、社会的養護関連施設で保護・養育されている子どもの意見形成・意見表明を支援し、権利擁護を推進
未成年後見人支援	親権者の不在などにより、親権行使ができない状況に ある場合は未成年後見制度を活用

成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもの権利条約を知っている子ども(中高生等)の割合	33.8% (R5年度)	50%
自分の意見が大切にされていないように感じることがよくあると 回答した子ども(中高生等)の割合	5.3% (R5年度)	3%未満
子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合	76.1% (R6年度)	80%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもの権利に関する講座等の実施回数	66回 (R5年度)	1200
子どもアドボケイトの登録数	51人 (R5年度)	80人





全年齡

子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

施策2 社会全体で子育てを応援する環境づくり

第5次計画における主な取組み

- 毎月1日~7日に家庭や地域、企業などで子どもたちのためにできることに取り組む運動 "「い~な」ふくおか・子ども週間"を実施しました。
- 男女ともに子育てを行う意識を醸成するため、男性の育児休業取得促進セミナーやワークショップを開催しました。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保育所や幼稚園に通う第2子以降の保育料を 無償化するとともに、子ども医療費助成制度の対象を高校生世代まで拡充しました。
- 子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援する助成事業の拡充や、市営住宅への入居支援 などを行いました。
- 地域における子どもの安全を守るため、小学校周辺の歩車分離や登下校時のパトロールなどを 実施しました。

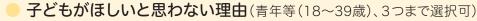
現状と課題

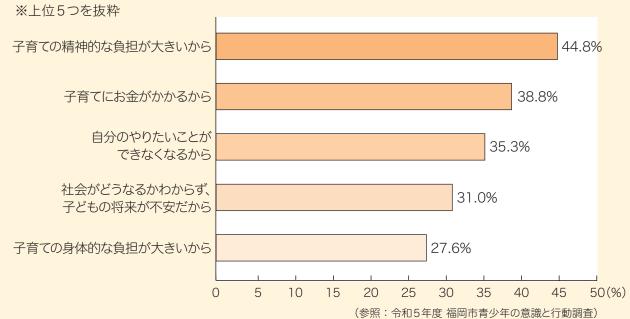
- 少子化の進行が全国的な課題であり、福岡市の出生数も減少傾向にあります。
- 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、子どもがいない若者の約2割が子どもがほしいとは思わないと回答しており、その理由として、子育てにかかる身体的・精神的・経済的負担のほか、自分のやりたいことができなくなることや、将来への不安を挙げる声が多く、若者が出産や子育てに明るい展望を持ちづらい現状があることが伺えます。
- 子育て中の保護者を対象とした市の調査によると、ほしいと思う子どもの数より実際に予定する数を少なく回答する人が多く、その理由として子育ての身体的・精神的・経済的負担を挙げる声が多くなっています。
- 市の調査によると、家事や育児の時間は、母親・父親ともに増加傾向にありますが、母親の家事時間は父親の4倍以上、育児時間は2倍以上と、依然として母親に負担が偏っている状況が伺えます。また、平日に子どもと過ごす時間が十分でないと感じる小学生の保護者は約半数であり、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが求められています。
- 外出時の困りごととして、乳幼児の保護者からは、買い物などの合間に子どもを遊ばせる場所が少ないことや、小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ないこと、歩道の段差などがベビーカーを利用する際の支障となっていることを挙げる声が多く、小学生の保護者からは、地域の通学路が狭いことや、暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配などの声が多くなっています。

施策の方向性

● 多様な価値観や考え方を尊重したうえで、若者が出産や子育てに明るい展望を持つことができるよう、社会全体で子ども・子育てを応援する気運の醸成に取り組むとともに、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや、子育てを支援するまちづくり、子どもの安全を守る取組みを推進します。

第2



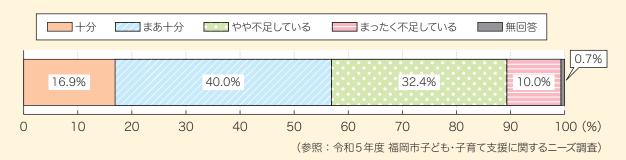


母親・父親の1週間の家事・育児時間の平均(乳幼児の保護者)

		H30年度調査	R5年度調査
家事時間	母親	26時間31分	28時間21分
※事时间	父親	3時間53分	6時間47分
本旧吐明	母親	37時間47分	44時間43分
育児時間	父親	11時間17分	16時間29分

(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

子どもと過ごす時間の評価(小学生の保護者、平日)



主な取組み

① 子ども・子育てを応援する気運の醸成

- 子どもや子育て家庭が社会で大切にされ、様々な場面において必要な支援や配慮が受けられるよう、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成に取り組みます。
- 子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、子ども・若者が早期から自らのライフ プランについて考える機会や、妊娠・出産に関する相談の場を提供するとともに、子どもを 持つ喜びや市の子育て支援策などについて知る機会を提供します。

<主な関連事業>

名称	概要
市民や企業と共働した子育て支援	毎月1日から7日を"「い〜な」ふくおか・子ども週間"と 定め、企業(職場)や地域、家庭などで子どもたちのために できることに取り組むよう普及・啓発に取り組むとともに、 企業等の先進的な取組事例を市ホームページ等で発信
プレコンセプションケアに関する情報発信事業(施策3再掲)	小・中学校等に助産師等の専門職を派遣し、健康や性、 妊娠・出産等に関する講演会を実施
ライフデザイン支援事業	若者が出産や子育ての具体的なイメージを持つための 支援や、県や民間事業者と連携した婚活支援を実施

② 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

- 企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や所定外労働の縮減など、子育てに 配慮した多様な働き方を推進するための取組みを支援します。
- 企業における働きやすい職場づくりや女性活躍の取組みを見える化します。また、女性が、 それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを推進するための取組み を支援します。
- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた女性を対象に、就職活動にあたっての不安を 解消するワークや就職活動に役立つ知識を学ぶ講座を実施するなど、再就職の支援を 行います。
- 男女ともに子育てを行う意識を高めるため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、 公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取組みを行います。
- 学校教育において、男女平等教育を推進するため、副読本の活用促進などの取組みを 行います。

<主な関連事業>

名称	概要
市民や企業と共働した子育て支援(再掲)	毎月1日から7日を"「い〜な」ふくおか・子ども週間"と 定め、企業(職場)や地域、家庭などで子どもたちのために できることに取り組むよう普及・啓発に取り組むとともに、 企業等の先進的な取組事例を市ホームページ等で発信
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業及びふくおか「働き方 改革」推進企業認定事業を実施する社会貢献度の高い 企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの 優遇制度を実施

名称	概要
女性活躍推進事業	働きやすい職場づくりに向けた企業への啓発や女性・ 男性特有の健康課題等と仕事の両立支援、女性の再就職 や働く女性のキャリア形成支援講座等を実施
子育てに関する講座(子どもプラザ)	乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ自由に遊ぶことができる 子どもプラザにおいて、子育てに関する講座等を実施
学校における男女平等教育	次代を担う子どもたちが性別に捉われず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、小・中学生向け男女平等教育副読本の活用や中学生向け出前セミナーを実施

③ 子育てを支援するまちづくり

- 子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現をめざし、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組みを進めます。
- 地域全体で子育て家庭を支える意識を醸成するため、授乳やオムツ交換専用のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、親子が外出しやすい環境づくりを進めます。
- 良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の住替えにかかる費用の助成や、市営住宅への入居支援など、子育て世帯の居住を支援します。また、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住宅確保に向け、住宅セーフティネット法第8条の登録住宅の供給促進に向けた取組みを進めます。
- 保育料の負担軽減や学校給食費の無償化、高校生世代までの子どもの医療費助成、児童 手当の支給など、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
ベンチプロジェクト	誰もが気軽に外出しやすい環境づくりのため、官民が協力し、バス停付近や地域が要望する道路沿い等にベンチの設置を推進
バス利用環境の改善	バス利用環境の改善を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋及びベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、バス事業者などと連携しながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
道路のバリアフリー化の推進	妊婦やベビーカー利用者、子ども、高齢者、障がいのある 人など、誰もが安全で快適に移動できるよう、道路の バリアフリー化を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通 事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップ バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、 地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図る ため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃん の駅」として登録し、市ホームページ等で情報提供を実施



名称	概要
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
新婚・子育て世帯などが安心して住める 市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生み育てることができるよう、広い間取りの住戸の供給を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進
子育て世帯住替え助成事業	子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担 を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、 子育て世帯の住替えにかかる初期費用の一部を助成 (三世帯同居・近居、多子世帯には、それぞれ助成上限額 を引上げ)
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	子育て世帯、高齢者、障がい者等、住宅の確保に特に 配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない 賃貸住宅の供給を促進
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定及び妊娠している子どもの人数の 届出に基づき経済的支援を実施
第2子以降の保育料無償化	多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育所(認可外含む)や幼稚園に通う第2子以降の保育料を無償化
学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和7年度 2学期から市立小・中・特別支援学校の給食費を無償化
子ども医療費助成	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもたちが 安心して医療機関を受診できるよう医療費を助成 (高校生世代までを対象に、健康保険の診療対象となる 医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。 所得制限なし。)
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、高校生年代までの子どもを養育する者に手当を支給(所得制限なし)
第3子優遇事業	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、第3子以降の児童を対象に、小学校就学前の3年間、保育所等の副食費の助成等を実施

2

④ 子どもの安全を守る取組み

- 子どもの交通事故を防止するため、世代に応じた交通安全教育を行うとともに、自転車 乗車中のヘルメット着用の周知徹底に取り組みます。
- 保育所等における児童の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。
- 1 歳未満の子どもの保護者等を対象とした応急手当講習会を実施するとともに、幼稚園・保育所の園児を対象とした出前講習等を実施します。
- 保育所等や小・中学校、障がい児通所支援事業所等において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。
- ●「こども性暴力防止法」に基づき、教育、保育等を提供する場における性被害の防止等に 取り組みます。

<主な関連事業>

名称	概要
各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底及び交通安全の確保を 図るため、交通安全運動や出前講座などの広報・啓発を 実施
小学校周辺の歩車分離	誰もが安心して歩ける歩行空間の確保に向け、歩道整備 や路側のカラー化などを推進
子どもの安全対策 (通学路の安全確保)	登下校時の安全確保及び防犯意識の向上を図るため、 小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを 配布するとともにスクールガード(学校安全ボランティア) や、地域の団体などとの連携による通学路の見守り、 危険個所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る 取組みを促進
犯罪のない安全で住みよいまちづくり 推進事業	犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関など、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するとともにIoT4を活用した子どもの見守りを実施
防犯出前講座	PTAなどの地域委員、放課後児童クラブなどに対し防犯 出前講座を開催
小・中学校での救命講習	教職員が応急手当普及員資格を取得し、教職員による 児童生徒への救命教育を実施
新米パパ・ママ応急手当講習会	出産予定者や1歳未満の子どもの保護者等を対象とした 応急手当講習会を実施
幼稚園・保育所での出前講習	幼稚園・保育所の園児に対して、地震・火災・その他の 災害時の避難訓練を実施



成果指標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
子どもと子育て家庭が社会に見守られ、安心して出産・子育てできると感じる市民の割合	63.5% (R6年度)	70%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	71.2% (R6年度)	82%
男女の固定的な役割分担意識の解消度	77.1% (R6年度)	85%

事業目標

項目	現状値	目標値 (R11年度)
結婚や妊娠、出産などのライフプランについて考える機会の提供回数	3回 (R5年度)	800
「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」の登録企業数	362社 (R5年度)	482社
生活関連経路のバリアフリー化率	94.5% (R5年度)	99% (R7年度) ※次期バリアフリー 基本計画の策定に 合わせて再設定予定
小学校周辺の歩車分離率	80.0% (R5年度)	91.0%

